

室蘭市港湾整備事業会計経営戦略策定等業務委託仕様書

1 委託業務の名称

室蘭市港湾整備事業会計経営戦略策定等業務委託

2 委託業務の目的

室蘭市港湾整備事業会計は、荷さばき地、荷役機械、上屋等を整備し、利用者から使用料を徴収する施設運營業務と、造成地の分譲業務により会計を運営しているが、上屋等の老朽化が著しく、今後の整備等を見据えると財源の確保が課題と考えられる。そこで、本業務では、必要な現状把握、分析及び将来予測を行うとともに、事業及び経営の目標を設定し、持続可能な事業運営に向けて経営戦略を策定することを目的とする。

また、経営戦略の策定と併せて、本市の出資法人である「室蘭開発株式会社」について、本市の港湾施設の主要な借り手で、自社の所有施設と一体となって室蘭港の港湾サービスを担っていることを踏まえ、一体的な経営状況分析や課題抽出を行い、実現可能で効果的な経営計画を策定することとする。

3 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

4 委託業務の内容

次の（１）及び（２）の事項について、以下に示す業務内容を基準とする。

（１）室蘭市港湾整備事業会計の経営戦略の策定

- ① 決算状況を踏まえた財務、資産、資金、施設整備等の現状整理及び経年比較分析を行い、現在の収支状況と収支予測の乖離及びその原因を分析する。
- ② 将来の事業環境（取扱貨物量や使用料収入等）の見通しの把握を行い、課題分析及び経営改善方策の方向性を検討する。
- ③ 事業の持続可能な経営目標を勘案しながら、投資計画を踏まえた複数パターンによる「投資試算」（30～50年超）を行うとともに、「財源試算」に関して、各種財源を考慮したシミュレーションを検討する。
- ④ 将来シミュレーションの実施結果を踏まえ、将来にわたる経営課題の分析及び経営改善方策を検討し、効果・実現可能性等を検証する。
- ⑤ 造成土地の売却に向けた取組みや造成土地の利活用方策を検討し、効果・実現可能性等を検証する。
- ⑥ 上記において分析及び検討した内容を踏まえた経営戦略（計画期間10年（令和3年度～令和12年度））を策定する。

（２）室蘭開発株式会社の経営計画の策定

- ① 経営の実態分析
 - ア 過年度の財務諸表等に基づき財務状況に関する現状と課題を明らかにする。
 - イ 組織・人員体制等に関する現状と課題を明らかにする。

ウ 各事業に用いている施設や主要な設備について、資産台帳等に基づく償却の進捗状況等により、設備・資産に関する現状と課題を明らかにする。

エ 室蘭市から借り入れている施設と自社所有施設双方の使用施設ごとの利用率や収支状況、その他各種事業の収支状況に関する現状と課題を明らかにする。

オ 上記の分析結果をそれぞれ整理集約し、経営改善へと導く主要因を分析・整理する。

② 今後の取組みの方向性に関する考察

ア 主要因を踏まえ、収益性の向上や費用の縮減等の経営改善方策を検討し、効果・実現可能性等を検証する。

イ 室蘭市を含めた運営スキームの見直しにより、一体的な取組みによる経営改善方策を検討し、効果・実現可能性等を検証する。

ウ 上記検討を踏まえ、今後の取組みの方向性に関する考察を取りまとめる。

③ 経営計画の策定

上記において実施した経営の実態分析及び今後の取組みの方向性を踏まえた経営計画（計画期間10年（令和3年度～令和12年度））を策定する。

5 成果品（提出書類）

成果品は、次のとおりとする。なお、特に指定がない場合、紙媒体3部、書類および当該データを記録したCD-R等の電子媒体3部を提出すること。

- (1) 室蘭市港湾整備事業会計の現状分析報告及び経営改善策並びに経営戦略に関する成果品
- (2) 室蘭開発株式会社の経営実態分析及び経営改善策並びに経営計画に関する成果品

6 納品場所

室蘭市 港湾部 総務課

7 特記事項

- (1) 経営戦略の策定にあたっては、平成31年3月29日付け、「「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について（総財公第45号、総財営第34号、総財準第52号）」の「経営戦略策定・改訂ガイドライン（別紙1）」及び「経営戦略策定・改定マニュアル（別紙2）」を踏まえたものとする。
- (2) 室蘭市港湾部及び室蘭開発株式会社は、保有又は取得可能な情報、データについては、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に必要なに応じて提供する。
- (3) 成果品及び業務中における書類等に関する一切の権利は、本業務委託者に帰属するものとする。
また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、本業務委託者の承諾を得ること。
- (4) 受託事業者は、本業務の遂行上知り得た情報（個人情報を含む）を他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (5) 本業務を遂行するにあたり、必要に応じ電話や電子メール等の通信手段を用い、随時本業務委託者と連絡調整を行うものとする。
- (6) その他本業務を遂行するにあたり、必要な事項、また本仕様書に定めのない事項については、本業務委託者と受託事業者の両方で協議の上決定するものとする。